

筑波大学におけるモニタリング及び  
プログラムレビューの実施に関する  
ガイドライン

2025～2030  
(第4期機関別認証評価期間)

令和8年2月  
教学マネジメント室

## 目次

はじめに 室長からのメッセージ	3
<b>第1章 筑波大学における内部質保証の考え方</b>	<b>4</b>
第1節 本ガイドラインが重視する内部質保証の基本的な考え方	4
第2節 筑波スタンダード	5
コラム 内部質保証と機関別認証評価の位置づけ	8
<b>第2章 モニタリング</b>	<b>10</b>
第1節 定義	10
第2節 実施方法	10
第3節 学修成果の評価・収集	12
第4節 自己点検書の作成	14
第5節 相互確認	15
第6節 資料及び結果の取扱い	16
<b>第3章 プログラムレビュー*</b>	<b>17</b>
第1節 定義	17
*現在（2025年度）、中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会において、大学等に対する認証評価の在り方が再検討されている。同部会で示される新たな方針に準拠する必要があることから、プログラムレビューの具体的な方法については審議結果が出次第、追って定める見込みである。	
<b>参考資料1</b>	<b>18</b>
① 内部質保証活動の原則と本学における重点方針	18
② 学修成果重視の質保証とエビデンスの捉え方	19
③ モニタリング及びプログラムレビューの基本的な考え方及び枠組み	20
④ 学位プログラムと教学マネジメント室による内部質保証の推進体制	22
<b>参考資料2</b>	<b>24</b>
筑波スタンダードの記載内容の背景や考え方に関する根拠	24

## はじめに 室長からのメッセージ

令和6年度、本学は大学機関別認証評価を受け、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合していること、また、大学基準協会が定める大学基準を満たしていることが確認されました。その中で、モニタリングやプログラムレビューなどの内部質保証活動を通じて、各教育組織が教育の質の改善に継続的に取り組んでいる点は高く評価されています。次回の認証評価は、2031年度(令和13年度)に予定されています。

もっとも、今後のモニタリングやプログラムレビューについては、「認証評価のための活動」という形式的な枠組みから脱却し、本来あるべき教育改善の仕組みとして再構築していくことを教学マネジメント室としては目指したいと思えます。認証評価を受けること自体は重要ではありますが、その準備が目的となり、現場では「評価疲れ」が見られました。形式にとらわれた運用から一歩抜け出し、教育の質を継続的に高めるための質保証のあり方へと転換させることが今後の教学マネジメント室のミッションと考えます。

まず取り組むべきは、各教育組織がどのような人材を養成したいのかを明確にすることです。そのうえで、三つのポリシー、すなわち学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を的確に設計し、「筑波スタンダード」として明確に公表することが、各教育組織のミッション達成に向けた第一歩となります。

次の段階では、その設計が実際に機能しているかどうかを、日常的かつ定期的に点検していく必要があります。具体的には、学修成果の検証、各種取組の効果検証、必要に応じた設計の見直しといった活動を、各教育組織内で定常的、継続的に実施していくことが求められます。また、学修成果だけでなく、それに至るプロセスとして、学修成果を高める活動にどれだけ学生が関わっているのか、すなわち「学生のエンゲージメント」の視点を新たに取り入れ、これを重視していきます。加えて、学生による評価も点検の一部として積極的に取り入れていくことを想定しています。さらに、関連する教育組織間で情報共有し、相互に学習し、確認する作業を通じて、自組織を振り返る機会を持つことも重要と考えています。

このような一連の取組を改めてモニタリングとして位置づけ、継続的に運用していくことを、質保証の基盤としていきたいと考えています。

教学マネジメント室長  
綾部早穂

# 第1章 筑波大学における内部質保証の考え方

## 第1節 本ガイドラインが重視する内部質保証の基本的な考え方

本学の内部質保証は、学修成果を軸とした教育の設計・評価・改善を一体的に進めることを基本としている。

### 【設計】

#### 1. 筑波スタンダードを教育の設計書として位置づけること

本学の内部質保証は、学修成果(アウトカム)を中心に、各学位プログラムにおける教育の設計に照らして、教育活動がどのように機能しているかを点検し、その結果を踏まえて改善につなげる取組として構想されている。その参照枠として、筑波スタンダードは、学修成果の実現に向けた教育の設計方針を体系的に示した「教育の設計書」として位置づけられ、モニタリング及びプログラムレビューの共通基盤となっている。

#### 2. 三つのポリシーの整合性に基づく教育設計

学修成果を確実に達成するためには、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針という三つのポリシーが相互に整合した形で設計・運用されていることが不可欠である。筑波スタンダードは、これらのポリシーを一体として整理・明示することで、教育の設計と学修成果とのつながりを明確にしている。

### 【評価】

#### 3. 学修成果の直接評価を中核に据えること

学修成果重視の内部質保証においては、学生が知識や能力を「理解し、行い、実演できる」ことを直接的に確認する評価が、最も説得力のあるエビデンスとなる。本学では、これまで相対的に手薄であった直接評価を、今後の学修成果評価の中核に据えることを最重要課題として位置づけている。

#### 4. 学修成果を軸とした本学の内部質保証と機関別認証評価との接続

学修成果の把握と評価は、本学の内部質保証の中核であると同時に、機関別認証評価においても重視される観点である。とりわけ第4期機関別認証評価では、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力が実際に修得されているか、その結果を教育改善にどのように活用しているかが問われており、学修成果の評価は内部質保証と機関別認証評価を結びつける重要な接点となっている。

### 【改善】

#### 5. 自己点検と相互確認によるモニタリングの実施

モニタリングは、各教育組織が自ら設定した学修成果と教育活動との関係を点検し、継続的な改善につなげるための仕組みである。その具体的手段として、自己点検書による自己点検を行うとともに、相互確認を通じて視点の偏りを防ぎ、点検結果の妥当性と共有性を高めることを重視している。

#### 6. 総合的な点検評価としてのプログラムレビューの実施

プログラムレビューは、モニタリングを通じて得られた点検結果を踏まえ、学位プログラムにおける教育活動や教育環境を、学修成果(アウトカム)との関係から俯瞰的に整理・検討し、

教育の設計および運用の改善につなげるための仕組みである。第4期機関別認証評価期間においては、学生の学修成果の達成という観点を軸に、筑波スタンダードを教育の「設計書」として参照しながら、モニタリング結果を踏まえた検証と改善につなげていくことを想定している。

こうした考え方を具体的な教育の設計として共有するためには、各教育組織が意図する教育の設計を共通の枠組みで明確に示すことが不可欠であり、その背景や理論的根拠を[参考資料1](#)に示す。

## 第2節 筑波スタンダード

本学が何を目指し、その目標をどのように達成し、その枠組みをどのように改善していくかを明確にすることを目的として、筑波スタンダードを策定して社会に公表し、それに基づいた教育活動を展開している。筑波スタンダードは、本学の教育に関する「設計書」であり、学位の質の保証と持続的向上を目指す教育宣言としての役割を担う。

筑波スタンダードは人材養成目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、学修支援体制、教育の質の保証と改善の方策の6つのテーマから構成され、各テーマはさらに複数の項目を包含している。下記では、各テーマにおける筑波スタンダードの記載内容を示す。なお、これらの記載内容の背景や考え方に関する根拠については、[参考資料2](#)に示す。

### テーマ1：人材養成目的

項目名	記載する内容
人材養成目的	○本学の理念・目的、学群/学術院・研究群の人材養成目的を踏まえ、どのような社会的・学問的な課題・要請に対して、どのように貢献できる人材の養成を目的とするのかを記載する。
養成する人材像	○「人材養成目的」に掲げた人材が、どのような能力をもって、どのような方面で、何ができる人材なのかを記載する。
卒業/修了後の進路	○「養成する人材像」に掲げた人材像の卒業/修了後の進路として、主に想定・期待する業種・職種等を記載する。

### テーマ2：学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

項目名	記載する内容
学位授与の方針	○「人材養成目的」「養成する人材像」に基づいて、卒業/修了要件を満たしたうえで、どのような知識・能力（コンピテンス）を身に付けた者に卒業/修了を認定し、学位を授与するのかを記載する。 ○知識・能力（コンピテンス）は、定量的もしくは定性的に直接評価できるような内容で記載する。

学修成果の評価に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）をどのような指標や方法により把握し、評価するのかを具体的に記載する。</li> <li>○指標や方法は、合理的かつ知識・能力（コンピテンス）を直接的に評価できるような内容で記載する。</li> </ul>
---------------	--

※ ここで記載する知識・能力(コンピテンス)は、卒業/修了時点での学位プログラムの学修成果(アウトカム)に相当し、定量的または定性的に直接評価できる形で表現されていることが重要である。

### テーマ3：教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

項目名	記載する内容
教育課程の編成方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）を、どのような授業科目の履修や研究指導等により修得させるのかがわかるように、対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導（単位化しないものを含む）等を記載する。</li> <li>○対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導等は、体系的に構成されていることを明示して記載する。</li> </ul>
教育方法・特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）の修得のために、どのような教育方法を用いるかを記載する。</li> <li>○カリキュラムの特色がある場合には、その内容を記載する。</li> </ul>

※ 各コンピテンスと、科目区分・科目群・主要科目・研究指導等との対応関係及び体系的が、第三者にも理解可能な形で示されていることが重要である。

### テーマ4：入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

項目名	記載する内容
求める人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学前にどのような多様な能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・協働性・多様性などの学ぶ態度・姿勢）をどのようにして身に付けてきた学生を求めるのか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めるのかを記載する。</li> </ul>
入学者選抜方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「求める人材」を選抜するために、入学者選抜においてどのような能力を、どのような方法（例：書類審査・筆記試験・口述試験の別や科目の別、またその比重）で評価するのかを記載する。</li> </ul>

※ 学修成果は、入学者の能力と教育課程との相互作用の結果として生じることを前提に、入学時点で求める能力・姿勢を記載する。

### テーマ5：学修支援体制

項目名	記載する内容
学修支援	○効果的な学修を支援するために、どのような活動が行われているのかを記載する。（例：ライティングサポート、学習スキル・時間管理支援、補講、プレゼンテーション指導など）
学生同士の交流機会	○学修意欲や研究の質の向上に関して、学生のピア効果を高めるために、どのような活動を行っているのかを記載する。（例：学生チューター、グループプロジェクトなど）
教員との交流機会	○学修意欲や研究の質の向上に関して、学生と教員の交流を促進するための環境や仕組みづくりとして、どのような活動を行っているのかを記載する。（例：オフィスアワー、少人数ゼミ、筑波型チュートリアル、教員との交流イベントなど）

※ いずれも、学修成果の達成や学修意欲の向上と、どのように関係しているかが分かるように記載する。

### テーマ6：教育の質の保証と改善の方策

項目名	記載する内容
教育の質の保証と改善の方策	○どのように学修成果の評価結果を把握・集計・分析し、当該学位プログラムにおける教育の状況を自己点検しているかを記載する。 ○学修成果の評価結果に加え、成績分布、学生アンケート等の各種データを参照しながら、教育の質向上に向けた検証及び改善の取組をどのように行っているかを記載する。

先述したとおり、第4期機関別認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューは筑波スタンダードを中心に据えて実施する。モニタリングでは、テーマ2の学位授与の方針で掲げるコンピテンスを、同じくテーマ2の学修成果の評価に関する方針に従って確認し、テーマ6で各学位プログラムが定める教育の質保証体制下でその結果を分析し、教育改善につなげていく。プログラムレビューでは、毎年度の自己点検結果と筑波スタンダードそのものを外部の目を取り入れながら、点検及び評価していく。

## コラム：内部質保証と機関別認証評価の位置づけ

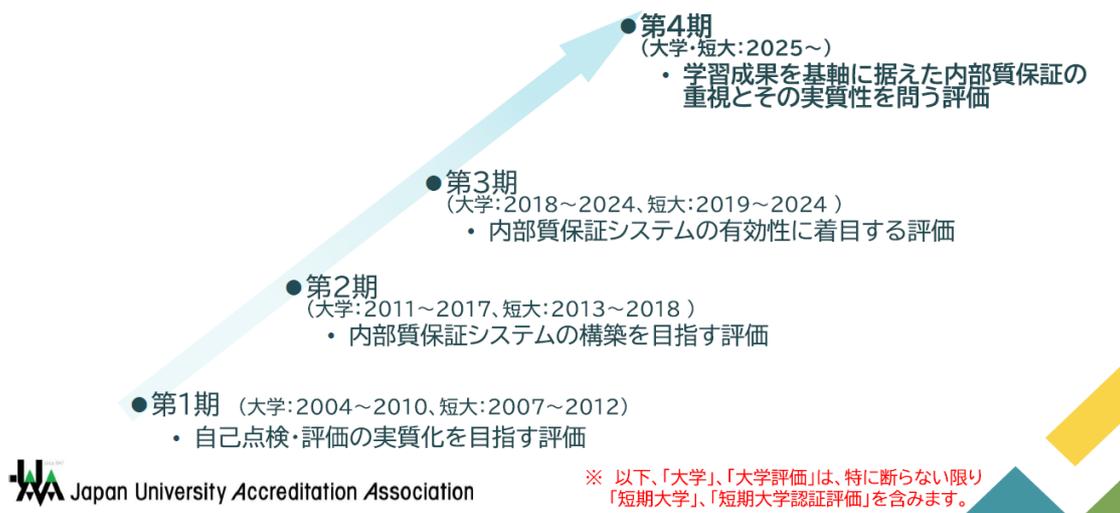
本学を含む日本の高等教育機関は、その教育研究水準の向上に資することを目的に教育研究等の状況について自己点検及び評価を行い、定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を受けることが、[学校教育法第109条](#)に定められている。この自己点検及び評価を一般に内部質保証という。そして、法令にある第三者評価制度を[認証評価制度](#)といい、7年以内ごとに実施される大学等における教育研究等の総合的な評価を機関別認証評価という。本学は、機関別認証評価において第三者評価機関が定める大学評価基準に適合することはもちろんのこと、本制度を通じて教育の質向上を図っていく。

### ・第4期機関別認証評価のポイント

先述のとおり、機関別認証評価は7年以内ごとに受審することが義務付けられ、7年を1サイクル(=第〇期)として制度が構築されている。2025-2031年度は第4期機関別認証評価期間といわれ、各評価機関は自ら定める大学評価基準を見直し、その方針を公表した。

本学の第3期機関別認証評価の審査を担った大学基準協会はこれまでのサイクルを踏まえて、第4期機関別認証評価の重点方針を下図のとおり挙げている。

## 大学評価、短期大学認証評価の歩み



出典：半藤英明「第4期機関別認証評価の基本的な方向性について」  
(2023年11月20日開催 第4期機関別認証評価に係る説明会資料)

教学マネジメント室は、「学習」成果と「実質性」を重要なキーワードと捉えている。すなわち、学生がディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を卒業/修了時に身に付けているか確認し、その結果を活用した改善プロセスを確立することが、第4期機関別認証評価で最も求められていると考えている。

加えて、これまでに引き続き、機関別認証評価においては、学生の意見や外部からの評価を取り入れる工夫も求められる。

<sup>1</sup> 大学基準協会では「習」を用いているが、本学では「修」を用いて「学修成果」と表記する。

### ・筑波大学における内部質保証

筑波大学では、教育に係る内部質保証の取組として、第3期機関別認証評価期間からモニタリング及びプログラムレビューを実施している。各取組の詳細は第2章及び第3章において説明するが、第4期機関別認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューは前項で示した学修成果の実質化に焦点を当てた枠組みを構築する。

具体的に、①筑波スタンダードを内部質保証活動の中心に据え、②本学の学修成果として掲げる知識・能力(=コンピテンス)を収集・分析し、③分析結果を教育改善に活用していくプロセスを自己点検とする。上記と合わせて、学生の意見を教育改善に取り入れる取組を記録するとともに、プログラムレビューにおいて評価の外部性を担保していく。

## 第2章 モニタリング

### 第1節 定義

モニタリングの定義は、「モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項(令和2年5月19日教育担当副学長決定)」において、次のとおり規定されている。

○モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項(令和2年5月19日教育担当副学長決定)(抄)

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) モニタリング 学位プログラム等が実施する毎年度の自己点検をいう。
- (3) プログラムレビュー 教学マネジメント室及び学位プログラム等が実施する学位プログラム等の総合的な点検及び評価をいう。

第1章で述べたとおり、第4期機関別認証評価期間においては、学修成果を基軸に据えた内部質保証とその実質性が問われるため、本学における教育の「設計書」である筑波スタンダードを中心にした内部質保証の枠組みへと再構築した。

これを踏まえて本学では、毎年度の自己点検として、筑波スタンダードを参照基準として、学修成果をはじめとする各学位プログラムの教育活動の省察を行い、そこで得られた知見を継続的改善につなげる活動を展開する。

なお、令和8-9年度においては、より効率的で効果的なモニタリング体制構築のため、相互確認を実施する。

### 第2節 実施方法

モニタリングの実施方法は、「モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項(令和2年5月19日教育担当副学長決定)」において、次のとおり規定されている。

○モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項(令和2年5月19日教育担当副学長決定)(抄)

(モニタリングの実施方法)

第4条 モニタリングの実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 学位プログラム等の長は、毎年度、別に定める様式を別に定める期日までに、教学マネジメント室の室長(以下「教学マネジメント室長」という。)に提出するものとする。
- (2) 教学マネジメント室は、毎年度、前号の様式により学位プログラム等における前年度の教学マネジメントに関する取組状況を確認し、当該学位プログラム等の取組状況を総括する報告書を作成するものとする。

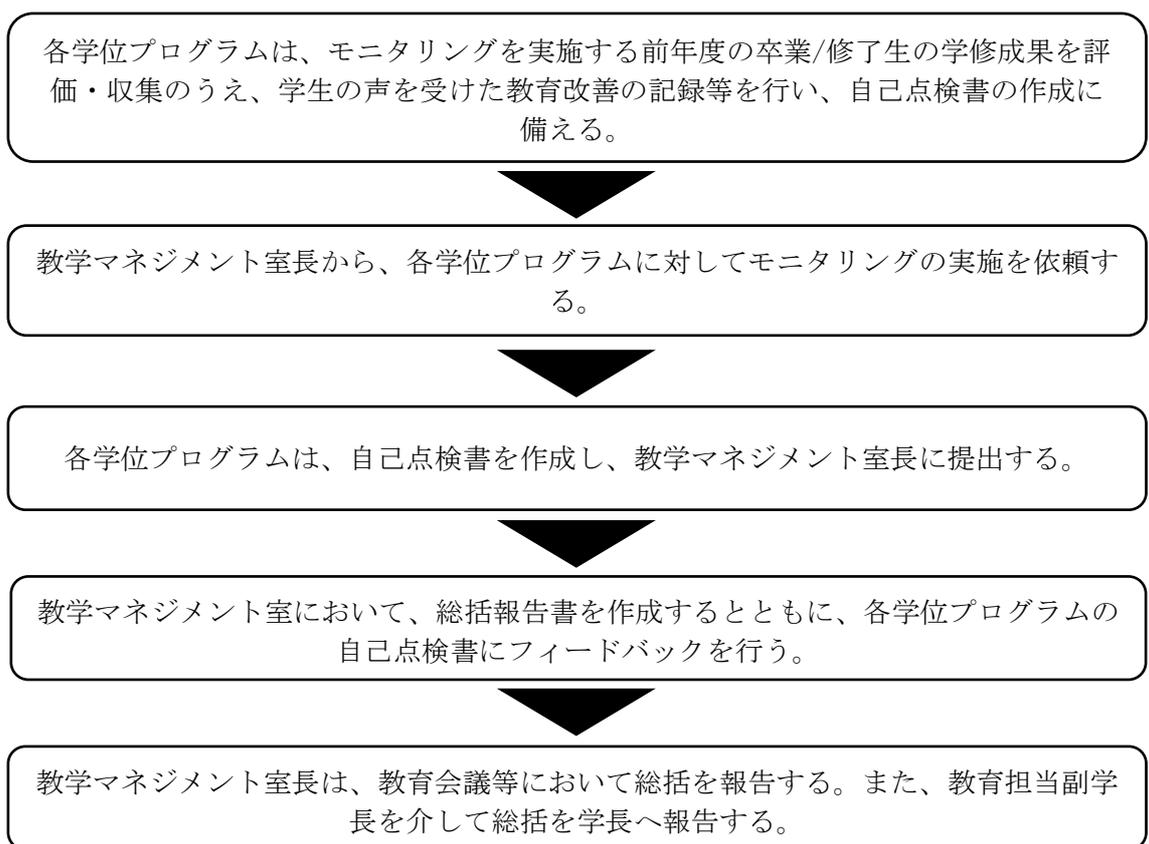
- (3) 教学マネジメント室長は、毎年度、学位プログラム等並びに関係する学群、学術院、研究群及びグローバル教育院の長に対して前号の報告書を送付するとともに、教育を担当する副学長(以下「教育担当副学長」という。)へ報告するものとする。
- (4) 教育担当副学長は、前号の報告を受けて、学長へ報告するものとする。

教学マネジメント室長に毎年度提出する様式は、「自己点検書」と定める。自己点検書には、学修成果の分析結果やそれを踏まえた改善方策、学生の声を受けた教育改善について記載するため、関連する情報の収集もモニタリングの重要な活動の一つといえる。

教学マネジメント室は、各学位プログラムから提出された自己点検書に基づいて総括報告書を作成するとともに、自己点検書を介して各学位プログラムへフィードバックを行う。

総括報告書は、学群／大学院教育会議等を通じて各教育組織の長へ共有されるとともに、教育担当副学長を介して学長へ報告するものとする。

上記の内容を踏まえて、モニタリングに係る一連の流れをフローチャートにまとめると下図となる。



次節からは、各学位プログラムにおいて取り組む学修成果の評価・収集及び自己点検書の作成に関して詳説する。

## 第3節 学修成果の評価・収集

### 3.1. 学修成果の定義と本学における位置づけ

学修成果の評価とは、学生が大学教育を通じてどのような力（コンピテンス）を身に付けたのかを、明確かつ説得力のあるかたちで示すことである。文部科学省「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日、中央教育審議会大学分科会）によれば、学修成果とは、プログラムやコースといった一定の学修期間終了時に、学修者が知識・理解・技能・態度などを実際に身に付け、発揮できるようになった内容を指すといえる。本学においては、学修成果はコンピテンスとして定義されており、モニタリングにおいては、学生が卒業/修了時点でこれらのコンピテンスを修得できたかどうかを、学位プログラム全体として評価することを重視している。

### 3.2. 学修成果の評価・収集（要点）

本学における学修成果の評価とは、学生が大学教育を通じて修得した知識・技能・態度等のコンピテンスについて、卒業/修了時点で「理解し、行い、発揮できる状態にあるか」を確認することを指す。学修成果は、個々の科目の達成度ではなく、学位プログラム全体として学生が身に付けた力として把握され、評価されるべきものである。

学修成果の評価方法には、成果物や行動を直接的に評価する直接評価と、アンケートや進路データ等を用いて間接的に把握する間接評価がある。本学では、学修成果を評価するうえで、学生の成果物や行動を評価基準に照らして確認できる直接評価を中核に据えることを重視する。ただしこれは、評価手法は直接評価のみとするよう求めることを意味するものではない。

直接評価は、既存の必修科目や卒業/修了研究など、学位プログラムの中で学生のコンピテンスを直接観察・測定できる機会を選択的に活用することで実施される。学生は大学生活全体を通じて多様な経験からコンピテンスを修得しており、各授業を見てもどのコンピテンス修得に力点が置かれているかはそれぞれに異なっている。この多様性を前提としつつ、プログラム全体として必要な学修成果が達成されているかを確認することが重要である。

直接評価によって得られたデータは、個々の学生の評価にとどめず、学位プログラム単位で集計・分析することにより、教育成果の傾向や課題を把握するための基礎資料となる。こうした分析結果は、カリキュラムや教育方法の見直しに活用され、学修成果の向上に向けた教育改善を支える根拠として位置づけられる。

以下では、学修成果の評価方法について、まず評価の基本的な分類を示したうえで、直接評価を中心としたエビデンスの収集と活用の考え方を段階的に説明する。

#### 3.2.1. 直接評価と間接評価

学修成果の評価方法は大きく「直接評価」と「間接評価」の二つに分類される。直接評価とは、学生のレポート、発表、プレゼンテーション、作品、プロジェクト、論文などの成果物や行動をもとに、教員が明確な評価基準に基づき客観的に評価する方法である。一方、間接評価とは、学生のコメントや満足度調査、自己評価、授業評価、進路データ、GPA、卒業率、就職率など、主観的あるいは周辺的な情報をもとに学修成果を推測的に判断する方法である。

直接評価は、透明性・再現性・公平性を備えた評価手法であり、学修成果の評価において望ましい方法とされている（松下 2017, 2021）。ただし、実施には一定の工数や教員の

負担が伴うため、労力に見合った形での運用が求められる。また、状況によっては間接評価も有効な役割を果たす場合がある。したがって、直接評価と間接評価の双方の利点を生かし、効率的かつ実効性のある評価体制を構築することが重要である。

### 3.2.2 直接評価によるエビデンスの収集と運用

学修成果の評価において中核となるのは、「直接評価データ」と、それに基づく「エビデンス」である。本ガイドラインにおいては、「直接評価データ」を、学生一人ひとりに対して実施された直接評価により得られたデータ、「エビデンス」を、それら個別データを学位プログラム全体の水準で集計・分析した統計的データと定義し、その前提のもと以下の議論を進める。

直接評価データを収集する際には、すでにカリキュラムに組み込まれている必修の教育活動を活用することが望ましいとされている(松下 2020, University of California - Davis, Center for Educational Effectiveness, n.d.)。例えば、学位プログラムの最終段階で全学生が取り組む卒業論文や修士論文は、コンピテンスを直接評価するうえで有力なリソースとなりうる。また、必修科目における試験、レポート、プレゼンテーション、その他の必須課題も、直接評価データの有効な取得手段として活用可能である。

また「すべての科目で直接評価を行う必要はない」という点もここで強調しておきたい。重要なのは、卒業/修了時点で学生が所定のコンピテンスを確実に身に付けていることを、適切な形で示すことである。学生は特定の授業に限らず、大学生活全体における多様な経験を通じてコンピテンスを修得していく。加えて、プログラムが提供する授業には多様性があり、すべての授業がコンピテンスの修得を直接的な目的としているわけではない。この多様性こそが大学教育の柔軟性と豊かさを支える重要な要素である。評価の必要性を理由に、すべての授業に対して一律の評価設計を求めることは、本来の教育の自由と目的を損なうおそれがある。

とはいえ、プログラム全体の中には、学生のコンピテンスを直接観察・測定できる機会が存在している。直接評価は、そのような機会を選択的かつ効果的に活用することで実現可能である。特に重視すべき視点は、すでにプログラムに存在している、すべての学生または大多数の学生から評価データを取得できる仕組みを活用することである。新たな負担を最小限に抑えつつ、既存の教育活動で得られる成果物や学生の行動を評価資源として用いることが、効率的かつ実効性の高いエビデンス収集につながる。

### 3.2.3. 直接評価の実施のタイミング

具体的に、直接評価の実施タイミングは、「プロセス」における評価と「出口」における評価に大別される。プロセスにおける評価とは、プログラムの途中段階において学修成果の進捗状況を段階的に確認する方法である。例えば、複数の必修科目において、それぞれのコンピテンス修得状況を評価し、進捗を可視化していくアプローチが該当する。また卒業/修了研究の中間発表などもプロセスにおける評価と捉えることができる。一方、出口における評価は、卒業論文や最終プロジェクトなどを通じて、学生が卒業/修了時点で必要なコンピテンスを修得しているかを総合的に判断する方法である。両者を併用することで、学修成果の形成過程と最終成果の両面からの把握が可能となり、教育改善に資する有効なフィードバックループが形成される。

学修成果の評価とエビデンス化においては、学生の評価を個人レベルにとどめず、学位プログラム全体の質保証へとつなげる視点が求められる。例えば、卒業論文の評価にあたっては、事前に設計されたルーブリックを用いて各学生のコンピテンス修得状況を定量的に把握

し、その後、平均値やスコア分布などを集計・分析することで、プログラム全体の傾向や課題を明確にすることができる。こうした個別データを集計し、平均値やスコア分布などの統計的指標を算出することにより、学位プログラム全体としての教育成果の傾向や課題を明らかにすることが可能となる。

同様に、必修科目における試験、小テスト、実験レポート、口頭発表などのアウトプットにスコアを付け、データ化することも有効である。ただし、これらの課題はあらかじめプログラム内の特定のコンピテンスを測定する目的で設計され、かつ評価方法が客観的かつ再現可能であることが前提となる。また、シラバスにおいて課題の目的や評価基準を明記しておくことが、信頼性の確保という観点からも極めて重要である。

さらに、ポートフォリオやグループプロジェクト、模擬授業、中間発表におけるプレゼンテーションといった実践的な学修活動も、学生の成長を可視化するための貴重な資料となる。これらの成果は、観察やルーブリック評価を通じて直接評価データとして活用することができる。また、認定試験や標準化テストといった外部基準に基づく評価も、特定のスキルや知識を測る客観的エビデンスとして有効である。いずれの場合も重要なのは、収集したデータが学位プログラムで定義されたコンピテンスと明確に対応していることである。これらは単なる成績や活動の記録ではなく、教育目標の達成度を裏付ける直接的な証拠として位置づけ、活用する必要がある。

このように、すでに教育課程に組み込まれている必修科目や成果物を出発点とし、直接評価データを体系的に収集・集約することにより、学修成果の評価と組織的な質保証を効果的に実現することができる。今後の教育改善においては、このような実証的アプローチに基づく継続的なモニタリング体制の構築が一層求められる。

### 3.2.4. 直接評価データを活用した教育改善

直接評価とは、学生が大学教育を通じてどのようなコンピテンスを修得したかを、成果物や行動を通じて客観的に把握するための方法である。そこから得られたデータは、学修成果の評価にとどまらず、教育の質保証やカリキュラムの改善においても、極めて有効な役割を果たす。

本学では、カリキュラム・マップを用いて各授業がどのコンピテンスの修得に貢献するかを明示している。しかし、これはあくまで学生がコンピテンスを修得しうる機会を提示したものにすぎず、学生が実際にコンピテンスを修得したかどうかを直接確認することはできない。また、すべての授業がコンピテンスの修得を主目的としているわけではなく、個々の科目には多様な教育目的があるため、それぞれの授業で成果を一律に評価することは現実的ではないことは既述のとおりである。

こうした状況において、直接評価の意義は一層高まる。直接評価作業から手に入れたコンピテンス修得状況に関するデータを活用することで、プログラムにおいて提供された授業が学修成果にどのように貢献しているのかを具体的に振り返ることが可能となる。また、得られた評価データを学位プログラム全体で集約・分析することにより、成果の傾向や課題が明らかになり、カリキュラム全体の有効性を検証することができる。このような評価の結果は、教育改善の根拠となる実証的エビデンスとして機能し、経験則に依存しない合理的な意思決定を支える。また、定期的な評価の実施は PDCA サイクルの中核を担い、継続的な教育改善の推進力となる。さらに、コンピテンスや評価基準の共有を通じて教員間の認識統一が図られ、科目間の連携も促進されることで、プログラム全体の整合性が高まる効果も期待される。このように、直接評価は単なる成果の測定にとどまらず、科目、カリキュラム、そして教育組織全体における質保証と改善の実効性を高めるための基盤として位置づけられる。

## 第4節 自己点検書の作成

モニタリングにおいて、各学位プログラムは自らの教育活動の点検を実施する。この点検の目的は、評価結果を単に報告・記録することではなく、教育活動の改善に向けた省察の過程を確保することにある。そこで、各学位プログラムは、筑波スタンダードに照らして自己点検書(以下「点検書」という)を作成する。

### 4.1. 自己点検書の作成単位

第4期機関別認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューは、学位プログラムを内部質保証の基本的な単位とする。言い換えると、筑波スタンダードの策定単位がそのまま自己点検書の作成単位となる。例えば、社会・国際学群社会学類においては、社会学、法学、政治学、経済学の4学位について作成する。また、同じ学士(理学)を授与する数学類、物理学類、化学類、地球学類は、各自で三つのポリシーを定めていることから、自己点検書を各学類個別に作成する。

### 4.2. 自己点検書の作成ポイント

点検書は、学修成果の評価結果をもとに、学位プログラムとしてどのような分析・検討を行ったかを明らかにすることを目的とする。点検においては、学生個々のコンピテンスの直接評価を通じて得られた結果を集約・確認し、教育課程全体の学修成果の達成を把握する。

具体的には、点検書においては、以下の観点から学位プログラムの取組状況を振り返る。

#### 1. 学修成果の評価及びデータ収集方法

学修成果をどのように客観的かつ直接的に評価し、どのように直接評価データを収集しているかを記述する。

#### 2. データ分析に基づく知見及び改善方策

直接評価データの集計・分析から得られた知見を整理し、そこから明らかとなったプログラム上の課題、及びそれに対して講じた対応について人材養成目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、学修支援の各観点において記述する。例えば、特定の学修成果(コンピテンス)の修得が相対的に低い傾向が見られた場合や、コンピテンスの修得状況のばらつきが大きい場合などについて、その要因や背景を教育内容・方法・評価基準等の観点から検討することが求められる。

教学マネジメント室 教学 IR 部門は、各教育組織に対して、点検に資する基礎データを、IR ダッシュボードなどを活用して提供する。ただし、自己点検においては、データの詳細な統計分析や報告書様式の整備よりも、点検結果をもとに教育改善を検討する省察のプロセスを重視する。点検の結果は、教育会議、教務またはカリキュラム委員会等において共有し、次年度の授業設計、教育内容、評価方法等の見直しに反映することが期待される。このように、学修成果の評価・点検・改善が一連の循環として機能することにより、教育の質保証サイクルが確実に運用されることを目指す。

学位プログラムは、毎年、上記内容を取りまとめた点検書を教学マネジメント室へ提出する。

## 第5節 相互確認

モニタリングのもう一つの軸になるのが相互確認である。1巡目の評価においては、プログラムレビューのプロセスでレビュー委員会との対話が複数学位プログラム単位で実施されており、他組織の教育活動の状況に触れる機会が設けられていた。これにより、各組織の取組が相互に確認され、評価の客観性を高める一助となっていた。

第4期機関別認証評価期間では、相互確認をプログラムレビューとは切り離して、時間的に分散して実施することで、他組織の取組に学びつつ、自組織の教育活動や教育の質保証活動を改めて見直す機会を、より体系的・段階的に確保することが可能となる。このような継続的な内省と対話を通じて、相互確認をより実質的かつ有意義なものとすることを目指している。

また、単にグッドプラクティスを紹介するだけでは得られない、新たな視点や気づきをもたらすために、必ずしも特筆すべき事例に限らず、日常的に行われている他の学位プログラムの教育活動について、近接領域以外の学位プログラムと情報を共有することは、実質的な相互学習の契機となると考える。

この相互確認は、他組織から学習し、自組織の強みを認識する機会を得るという意義をもつ。相互確認は、ラウンドテーブル形式により行う。参加対象者は教育研究上の基本組織の長または教務担当教員を原則とする。主な内容として、学修成果の評価の方法と分析方法及び結果、さらにそれを受けて今後の教育・プログラム改善に関する意見交換を行う。

## 第6節 資料及び結果の取扱い

モニタリングのために学位プログラムから提出される自己点検書等は、「機密性2／本学教職員限り」として取り扱うものとする。

また、モニタリングの結果は、当面の間、一般公開はせず学内教職員限定で公開するものとする。ただし、大学機関別認証評価、国立大学法人評価などの目的のため、必要に応じて評価機関や文部科学省に提供する。

## 第3章 プログラムレビュー

### 第1節 定義

プログラムレビューの定義は、「モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項（令和2年5月19日教育担当副学長決定）」において、次のとおり規定されている。

○モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項（令和2年5月19日教育担当副学長決定）（抄）

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)（略）

(2) モニタリング 学位プログラム等が実施する毎年度の自己点検をいう。

(3) プログラムレビュー 教学マネジメント室及び学位プログラム等が実施する学位プログラム等の総合的な点検及び評価をいう。

モニタリングは毎年度の自己点検として、ミクロの視点で取り組む教育の内部質保証活動といえるのに対し、プログラムレビューはマクロの視点で取り組む活動といえる。すなわち、数年間の自己点検を総合することにより、より長い視座に立った教育活動の内省を行い、将来に向けた各学位プログラムの改善方針を展望する。

加えて、本学における教育の「設計書」である筑波スタンダードをモニタリングの参照基準としていることから、筑波スタンダードが教育組織の現状、学問分野の最新動向、社会からの要請の変化などといった観点から適切な状態にあるか、確認する必要がある。

以上を踏まえて、プログラムレビューでは、①自己点検書に基づいた数年間の教育活動の総合的な点検・評価、②筑波スタンダードの総合的な点検・評価を実施する。

なお、目次にも記載したとおり、大学機関別認証評価の在り方について文部科学省内で検討されているところであり、認証評価機関の一つである大学基準協会から文部科学省の検討結果に応じて、審査方法を変更する可能性があると告知されている。このことから、詳細な実施方法等については文部科学省及び認証評価期間の動向を踏まえて定めるものとする。

## 参考資料1

### ① 内部質保証活動の原則と本学における重点方針

大学における教育研究の質保証は、制度上は「大学自らの自己点検・評価とそれに基づく自己改善」が重視されており、「大学が自ら行う質の改善に向けた組織的な活動」を内部質保証という(大学改革支援・学位授与機構 n.d.)。重要な点は、「自ら行う」点に表れているとおり、内部質保証は単なる政府・評価対応としてこなすことではなく、そこに投下した労力を、現実の教育改善につなげていくことである。

本学においても、教育改善に寄与する活動や仕組みの総体を内部質保証と捉え、その中核に学生の学修成果(アウトカム)を据える方針を明確にしている。なぜならば、各教育組織が掲げる学修成果は、数年間をかけて学生が身に付けることを目指す力を具現化したものであり、各教育組織はまさしくこの学修成果を学生が達成することを意図して編制されているからである。したがって、教育活動の適切さや改善の必要性について省察することは、学生がどのような力を実際に身に付けたかを振り返ることが不可欠であり、これは各教育組織の存在意義にも関わる重要な領域である。

内部質保証を現実の教育改善につなげていくための原則には、さまざまな議論がある(Hutchings et al. 2012、Suskie 2018 など)<sup>2</sup>。これらの先達の議論を踏まえつつ、本学における文脈も考慮した、筑波大学における内部質保証の原則を次の6つとする。

- 原則1. 学生に身に付けてほしい力とは何かを評価可能なかたちで明確に定義し、学生が実際にその力を身に付けたことを確認する
- 原則2. 知識やそれを活用する能力の修得に至るカリキュラム構成となっているかを確認する
- 原則3. 学位プログラムや所属学生、ステークホルダー等、当該プログラムのすべての関係者にとって重要な教育活動上の課題を設定し、それに焦点を絞って継続的に評価と改善を行う
- 原則4. 教員・職員・学生・卒業/修了生・企業・外部有識者などが連携して、多様な関係者の意見を取り入れつつ点検・評価・改善活動を進める
- 原則5. 内部質保証を大学全体の方針や計画と連動させ、全学や関係組織の協力のもとで取り組む
- 原則6. 教育活動の成果とその改善状況を学生や社会にも理解しやすいかたちで示す

内部質保証活動は、学生がどのような力を身に付けるべきかを各教育組織レベルで明確に定め、その達成状況を評価し、継続的に改善する営みである。効果的な内部質保証活動のためには、評価可能で明確な学修成果の定義が不可欠であり、その成果を生み出す学修プロセス(カリキュラムなど)が効果的に機能しているかどうかを確認する必要がある。また、内部質保証活動が真に改善に結びつくためには、大学の関係者にとって重要で意味のある教育活動上の課題に焦点を絞って継続的に取り組むことが求められる。そのため、教職員、学生、大学役員といった大学コミュニティ全体の人々はもちろん、卒業/修了生や外部の有識者、企業等の関係者を含む、本学を取り巻く多様なステークホルダーの協力も必要となる。さらに、教育の質の改善は大学全体の戦略や運営方針と合致している場合に最も効果的で

---

<sup>2</sup> Hutchings et al. (2012) 「American Association for Higher Education (AAHE)′s Principles of Good Practice: Aging Nicely」, Suskie (2018) Assessing Student Learning: A Common Sense Guide (3rd Edition)、National Institute for Learning Outcomes Assessment

あり、学位プログラムが継続的な改善を実現していくためには大学本部や各部署からの組織的な協力が不可欠である。このような一連の内部質保証活動は、学生や社会に対する説明責任を果たす上でも重要な役割を担っており、成果や改善状況をわかりやすく社会に伝える責務を伴うものである。

## ② 学修成果重視の質保証とエビデンスの捉え方

前節で示したとおり、本学の内部質保証活動は学修成果（アウトカム）を重視する。各教育組織が定めた学修成果は、卒業/修了生に身に付けてほしい学問分野の中核となる力を、学術コミュニティ以外にも伝わるかたちで表現したものである。多様な分野の集合体である本学においては、各教育組織が掲げた学修成果を尊重し、その達成状況を適切に把握することが内部質保証における大前提となる。

また、原則3や4では学生や関係者にとっての意義が重視されている。これは、大学という学術コミュニティ内で育まれた能力が学術コミュニティ外においても価値を持つことを明瞭にするためである。本学の内部質保証活動では、筑波大学生として共通に有する能力に加え、各教育組織が予め定めた学修成果が実際に達成されているかを的確に把握することを重視している。

学修成果重視の質保証は、数値化が難しい学修成果に対しても説得力ある形でエビデンスを提示し、説明責任を果たすことを意味する。すなわち、本学における内部質保証活動において重要なのは、各学位プログラムが設定した学修成果をこの卒業/修了生は確かに備えていると、大学コミュニティや大学を取り巻くステークホルダーが理解できる「説得力」を備えたものが証拠として優先される、ということである。ここで重要になるのが、エビデンスの説得力をどのように生み出すか、特に学修成果の評価をどのように行うかである。学修成果の方法は、直接評価と間接評価に大別される（松下 2019）。直接評価は、「学生が特定の科目・内容領域を理解しているか、ある課題を遂行できるか、ある技能を示せるか、あるいは作品において（創造性・分析力・統合力・客観性などの）特定の質を発揮しているか、または特定の価値観を有しているかを直接的に示す証拠を提供する評価」と定義される（Middle States Commission on Higher Education 2007）。教育者側が設定した学修成果の定義に照らし、下記の例で示すような直接的なエビデンスに基づいて行う評価方法を指す。なお、間接評価は、「学習そのものではなく、学修に関連する要因（学修を予測・媒介する要素や学習に対する認識など）に基づくデータを用いる評価」とされ、定義された学修成果の側面を間接的なエビデンスで評価する方法である。間接評価は多くの場合、自己報告形式の調査・アンケート・インタビューによって得られるが、統計情報—例えばGPAや退学率・卒業率、就職率など—も含まれる（同上）。

以上の定義からは、学修成果を直接評価するということは、学修成果として表現されている知識や能力を学生は知り、理解し、行い、実演できると確認するのに等しいことがわかる。このことを踏まえると、間接評価では直接評価の代替は基本的に難しいこともわかる<sup>3</sup>。学

<sup>3</sup> 参考までに、以下に間接評価の手法を示す（Suskie 2018）。これらの手法は、直接評価の結果と併用することで学修成果のエビデンスの一つとして活用できるが、直接評価の代替にはならない点に注意が必要である（松下 2019）。成績分布、留年・退学・休学、標準修業年限内卒業/修了率、大学院進学率、これまで卒業生が進学した著名な大学院リスト、就職率・初任給・離職率、卒業生・修了生・同窓生の進路及び大学満足度、学生のコンピテンス修得実感に関する自己評価アンケート。

この理解に立つと、本学の実施する達成度評価の結果が学修成果のエビデンスとして成立するかどうかは、用いられている評価手法によって決まることがわかる。直接評価手法を用いているのであればエビデンスとして成立し、間接評価手法を用いていれば、それだけでは学修成果のエビデンスとみなすことはできない。例えば、各授業に対応するコンピテンスを配分し、その合計単位数をコンピテンスの総得点として算出する達成度評価を行っている。この達

生の学修を多面的に理解するうえでは直接評価と間接評価の双方が欠かせないが、本学においてこれまで相対的に手薄だったのは直接評価である。ゆえに、本学では、これからの学修成果の評価方法として、直接評価手法を推奨する方針としたい。学生の理解や実演可能かどうかを実際に確認することで、大学コミュニティ内はもとよりコミュニティ外の関係者にとってもエビデンスの説得力が生まれることも期待できる。学修成果・直接評価に関する詳細は第2章第3節を参照いただきたい。

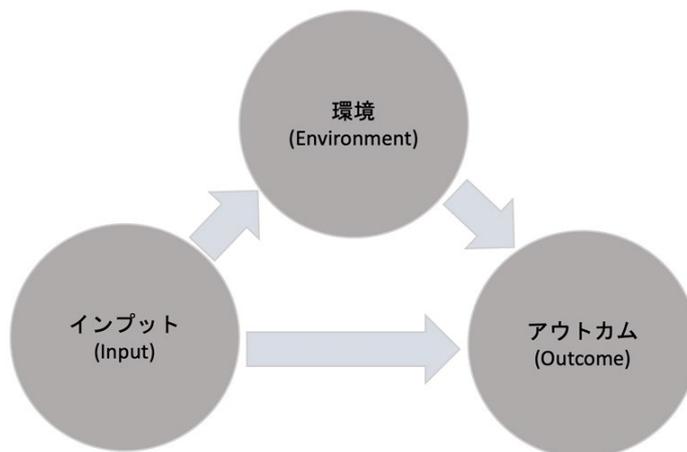
### ③ モニタリング及びプログラムレビューの基本的な考え方及び枠組み

モニタリング及びプログラムレビュー<sup>4</sup>の詳細については、それぞれを説明する第2章及び第3章に譲るが、その基本的な考え方と全体的な枠組みについて概説する。

これまで示してきたとおり、本学におけるモニタリング及びプログラムレビューは各教育組織が教育の質保証と継続的な教育改善に自ら取り組むことを支える仕組みであり、教育活動の結果である学修成果(アウトカム)の把握が中心的な課題である。

このような立場から、第4期認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューは、「学生の学修成果(アウトカム)の達成という観点から教育活動・教育環境の機能に焦点を絞る」という基本的な考え方を採用している。このことは、総花的な実態把握を行う必要はないことをも意味している。

第4期機関別認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューを学修成果(アウトカム)に焦点を当てるかたちには再構築するにあたっては、学修成果の形成過程を理論的に捉えるために、Astin(1993)の IEO モデルを参照する。このモデルは、学生の学修成果がどのように形成されるかを、インプット(Input)、環境(Environment)、アウトカム(Outcome)の3要素で示すものである(図1)。



【図1】 Astin (1993)の IEO モデル Astin, Alexander W. (1993) Assessment for excellence: the philosophy and practice of assessment and evaluation in higher education. Oryx Press.

成度評価が学修成果の直接評価のエビデンスとして成立するためには、コンピテンスに関連される授業が直接評価で学生のコンピテンス習熟度を判断している必要がある。現実的にはどのような授業は少数であるため、授業に基づく達成度評価は学生の単位取得状況をコンピテンスの枠組みから再評価する試みであり、間接評価に分類されるケースが多い。

<sup>4</sup> 『モニタリング及びプログラムレビューの実施に関する要項（令和2年5月19日教育担当副学長決定）』も参照のこと。

学生の学修成果(アウトカム)は、入学時点の「インプット」と、大学という「環境」での経験の2つの要因によって主に決定される。「インプット」には、モチベーション、学力、性格、目標、努力、経済・家庭的状況などが含まれる。一方、「環境」とは、授業や研究、教員・友人との交流、課外活動など、大学を通じて得られる体験を指す。このモデルは、学生のインプットが直接的にも学修成果へ影響を与えることもあれば、環境要因と相互作用を起こしながら「アウトカム」へ影響を与えることもあることを示している。

このモデルは、学修成果の把握の在り方を考えるうえで、重要かつ基本的な視点を提供している。本学におけるモニタリングやプログラムレビューでは、「環境」すなわち各学位プログラムが提供する教育が「アウトカム」すなわち学修成果と結びついているかを点検することになる。本来、大学(環境)は学生のアウトカムをより豊かにする場であるべきである。本学がそのような場になっているのかを確認し、示すこと、そして、よりよい環境となるよう改善を図ることが本学の内部質保証活動の重要な目的となる。

このモデルが示すもう一つの重要な点は、得られた学修成果は、教育組織として「意図した」ものでなければならないということである。IEO モデルでは、学生が大学(環境)を経由せずにアウトカムの達成に至る可能性もあることを示唆している。実際、個人の努力や才能によって一定の成果を上げることもありうるが、それは学生個人の努力によるものであり、大学の教育活動の成果としがたい。大学の教育活動の成果でありうるのは、個人の努力や才能に対して意図的に働きかけた場合のみである。本学における教育の質保証が重視するのは、あくまで大学(環境)とアウトカムのつながりである。そのためにも、教育組織として意図する学修成果は明確に言語化されている必要がある。

「E」(環境)と「O」(学修成果)をつなげるうえで注目すべき要素として「学生のエンゲージメント」(Student Engagement)がある。「学生のエンゲージメント」は、学生の学修成果を生み出す上で重要な役割を果たす要因として、アメリカを中心に重要な概念として長年研究されてきた(Kuh et al., 2008)。アメリカ・インディアナ大学の高等教育センター(Center for Postsecondary Research)は、「学生のエンゲージメント」を以下のように定義している。

「学生のエンゲージメント」は、大学教育の質を示す2つの重要な要素で表現される。1つ目は、学生が学業やその他の教育的に意義のある活動にどれだけの時間と努力を費やしているか、2つ目は、教育機関がリソースをどのように活用し、カリキュラムやその他の、数十年にわたる研究で学生の学修成果と関連していることが示されている学習機会を、どのように組織して、学生に経験させているかである。(Wenger et al., 2024、教学マネジメント室訳)

「学生のエンゲージメント」とは、1) 大学が財・人的な資源を投入して、学修成果達成に結びつくカリキュラムやその他の学修支援活動を整え(大学側の努力)、2) 学生がこれらの学修及び活動にどれだけ時間や努力を注いだか(学生側の努力)、を指し示す概念である。学生が学修に取り組む(エンゲージする)ためには、大学側の努力だけ、学生側の努力だけではなく、その双方を必要とすることを意味している。そして、「学生のエンゲージメント」は、学修成果と高い相関を示すことがわかっている。すなわち、学修成果を高めるためには「学生のエンゲージメント」を高めることが重要な役割を果たすと考えられる。

この理論的根拠に基づき、本学においては、筑波スタンダード、及びそこで表現される三つのポリシーが学修成果を最大化するために設計、実行されているのであれば、それは「学生のエンゲージメント」を高め、学修成果の向上につながると想定する。それは、本学の内部質保証においては、「学生のエンゲージメント」を高める活動を重視することを意味する。し

たがって、第4期認証評価期間のモニタリング及びプログラムレビューでは「筑波スタンダード」を教育の「設計書」として位置づけ、IEO モデル及び「学生のエンゲージメント」の観点から踏まえた点検・評価体制を構築する。

#### ④ 学位プログラムと教学マネジメント室による内部質保証の推進体制

くりかえし確認してきたとおり、本学の内部質保証において、教育組織は主たる役割を果たすことになる。これは、教育組織が学修成果を定めた主体であり、その学修成果を達成しようとしている学生が所属する組織であり、学生にとって最も重要な「環境」であるからである。

しかし、このことは、内部質保証に取り組むのが教育組織だけであることを意味するわけではない。学生の学修活動に関わる組織等は、学生の所属する教育組織に限らず存在している。こうした各組織との協働体制の構築や資源の充実まで視野に入れれば、大学本部もまた内部質保証上の重要な関係者であり、原則4及び5はこうした全学的な協働を前提とした原則である。

この観点に立てば、モニタリング及びプログラムレビューを所掌する教学マネジメント室もまた内部質保証を分担し、教育組織や関係部署と協働するアクターの一つであることは間違いない。特に、学修成果を重視する方向にシフトしていく高等教育環境を踏まえつつ、各教育組織が展開する教育活動の価値を学外に説明する責任を教学マネジメント室は担っている。

一方で、それは教学マネジメント室が各教育組織の成果の是非や教育の質を裁定する存在であることを意味しないという点を明確にしておく必要がある。本学には多種多様な教育組織が存在する。その各教育組織が効果的に学修成果を生み出すことができているかを判断するためには、その分野の文脈への深い理解が必要不可欠である。その最終的な判断をするのは、当該分野に精通した専門家によって行われるべきであり、教学マネジメント室がその判断を一方的に担うものではない。

内部質保証における教学マネジメント室の責任とは、学修成果の向上につながる内部質保証の仕組みを作ることであり、その仕組みを運用し、その仕組みの中で各教育組織が持つ可能性を最大限に発揮できるように支援を提供することである。そしてその仕組みは、教育組織の構成員である教員の生産性を阻害するものであってはならず、持続性が担保されたものとなっている必要がある。そのような条件を満たす内部質保証の仕組みを作り、実装し、教育組織を支援することこそが教学マネジメント室の中核的な役割である。そしてこのガイドラインはその教学マネジメント室の考えを具体的な実践方法として表現したものである。

このような協働体制を成立させるために重要なことは徹底した対話の実践である。第4期機関別認証評価期間の内部質保証は、先行研究やグッドプラクティスに基づいた理論的な設計を目指した。第4期機関別認証評価期間の制度は、学修成果の向上の観点から前例にとられることのない教育改善をも視野に入れているが、このガイドラインで示した内容もまた例外ではない。学修成果の向上に資することは採り入れるべく、変更の余地が大いに残されている。対話はそうした改善のための場でもある。

なお、教学マネジメント室は内部質保証体制の構築・支援を担う一方で、学内審査の実施主体としての役割も担っている。その際には、教育組織における体制整備や取組の実効性について、厳正かつ客観的な視点からの評価を行う責務がある。この評価は、組織全体としての質保証機能の強化を目的とするものであり、個別の教育活動を一方的に否定するものではない。あくまで組織全体としての質保証機能を強化し、制度としての信頼性と説明責任を担保するためのものである。

教学マネジメント室には、支援と評価という両面を適切に担いながら、教育組織との建設的な対話を通じて、より良い教育環境を実現していく姿勢が求められる。学生の学びの質を高めるために、このような姿勢を維持し、継続的な改善を支える役割を果たしていくことが教学マネジメント室の責務である。

## 参考資料2

### 筑波スタンダードの記載内容の背景や考え方に関する根拠

第1章第2節において本学の教育の「設計書」として位置づけた「筑波スタンダード」について記載内容を再掲するとともに、その背景や根拠を述べる。

#### テーマ1：人材養成目的

項目名	記載する内容
人材養成目的	○本学の理念・目的、学群/学術院・研究群の人材養成目的を踏まえ、どのような社会的・学問的な課題・要請に対して、どのように貢献できる人材の養成を目的とするのかを記載する。
養成する人材像	○「人材養成目的」に掲げた人材が、どのような能力をもって、どのような方面で、何ができる人材なのかを記載する。
卒業/修了後の進路	○「養成する人材像」に掲げた人材像の卒業/修了後の進路として、主に想定・期待する業種・職種等を記載する。

内部質保証は、教育目的に照らし合わせて、その目的が達成されているかを確認する作業である(Hutchings et al. 2012)。ゆえに本学のモニタリングにおいて、目的の明確化は重要な役割を果たす。目的が曖昧なままでは、それを達成したかを判断することは困難になる。教育活動において、「何を達成したいのか」が明確でなければ、取組の成果を評価する基準が定まらず、「上手くいったのかどうか」や「どこを改善すべきか」の判断が困難になる。それは結果として質の向上につながるフィードバックを得ることも困難になり、教育効果の最大化を妨げる要因にもなりえる。ゆえに、各学位プログラムがプログラムの目的を明確に示すことができているか、ということが本学のモニタリングにおける第一の自己点検の観点になる。そしてこの点検をすることは、教育組織のビジョンの確認を行い、組織構成員の行動・意思決定・モチベーションの軸を整えるという効果をもたらす。

人材養成目的とは、具体的には、プログラムとして、教育を通してどのように社会に変革をもたらしていくのか、その「ビジョン」と言い換えることもできる。そこにはどのような人材を育てたいのか、その人材はどのような能力を持ち、どのような方面・分野で貢献していく人材なのか、といった内容を含む。また、同時に、そのビジョンは本学の理念・目的とどのように重なっているのかという点に言及することも重要となる。また、そのビジョンを具現化するために、卒業生・修了生はどのような進路に進むことが想定されているのかという点に関しても触れることが望まれる。

## テーマ2：学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

項目名	記載する内容
学位授与の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人材養成目的」「養成する人材像」に基づいて、卒業/修了要件を満たしたうえで、どのような知識・能力（コンピテンス）を身に付けた者に卒業/修了を認定し、学位を授与するのかを記載する。</li> <li>○知識・能力（コンピテンス）は、定量的もしくは定性的に直接評価できるような内容で記載する。</li> </ul>
学修成果の評価に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）をどのような指標や方法により把握し、評価するのかを具体的に記載する。</li> <li>○指標や方法は、合理的かつ知識・能力（コンピテンス）を直接的に評価できるような内容で記載する。</li> </ul>

本質的に、人材養成目的において示したビジョンを実現するために、各学位プログラムは具体的にどのような知識・能力(コンピテンス)を身に付けさせるのか、それを記述することがこの節において求められる内容である。ここで記述される内容が学位プログラムの「アウトカム」になる。本学においては、汎用・専門コンピテンスという言葉を用いているが、それはアウトカムと同義である。

本学の内部質保証においてはその「アウトカム」を卒業/修了生が身に付けることができたのかを客観的な形で示すことを重要視している。したがって、アウトカムをどのように表現するかがスタンダードにおいて重要になる。人材養成目的で記述されたビジョンを受けて、学位プログラムとしてどのような力を身に付けさせることを社会に対して示すのか、ここに記述される内容はそのような意味を持つ。

また、この社会に対して示すという点から、アウトカムが定量的もしくは定性的に、直接評価できる形で表現されていることが重要になってくる。すなわち、各学位プログラムはアウトカムの達成ができていることを社会に説明する責任があり、そのためには、評価可能な形でアウトカムが表現されていなければ、それが達成できたかどうかを説明することは困難になる。そして「学修成果の評価に関する方針」の項においては、その評価をどのような直接評価手法を用いて行うのかに対して言及することが求められる。

学位プログラムは、自ら設定したコンピテンスに対して説明責任を負う。すなわち、学生にどのようなコンピテンスを身に付けさせるのかを定めることは、学位プログラムの責務であり、その達成と成果の説明も求められる。この説明責任を果たすうえでは、設定するコンピテンスの数や範囲にも注意が必要である。過剰に多くのコンピテンスを掲げてしまうと、それに伴う説明責任の作業が増大し、本来の教育活動に支障をきたすおそれがある。人材・財政・時間といった資源には限りがあり、その制約の中で何を重視するのかという優先順位づけが不可欠となる。そのため、モニタリングの過程においては、どのようなコンピテンスを設定するかについて、組織としての戦略的な議論が求められる。学位プログラムが掲げた以上、それを達成し説明する義務があることを前提に、現実的かつ教育的意義の高いコンピテンスの設定が重要である。

### テーマ3：教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

項目名	記載する内容
教育課程の編成方針	<p>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）を、どのような授業科目の履修や研究指導等により修得させるのかがわかるように、対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導（単位化しないものを含む）等を記載する。</p> <p>○対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導（単位化しないものを含む）等は、体系的に構成されていることを明示して記載する。</p>
教育方法・特色	<p>○「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）の修得のために、どのような教育方法を用いるかを記載する。</p> <p>○カリキュラムの特色がある場合には、その内容を記載する。</p>

「教育課程編成・実施の方針」において求められる内容とは、「学位授与の方針」で明示したコンピテンスをどのような形で学生に修得させていくのか、学位プログラムが用意した手段に関する記述である。

学修成果の達成に影響を与える要因は、大きく「インプット」と「環境」に分けられる。インプットには学生の入学時点での知識・技能・意欲などが含まれ、大学側も入試制度等を通じて一定の関与は可能である。しかし、その影響には限界があり、大学がより直接的に設計・改善しうるのは環境である。とりわけ、教育課程は環境の中核をなす要素であり、学修成果の実現において重要な役割を担っている。

教育課程は、受け入れた学生が各学位プログラムの設定する学修成果を達成するのに必要な学修経験の範囲と順序を構造化したものである。その構造は、学修成果に専門分野の多様性が表れるのと同様に、分野の特徴が反映され、また、その特徴は尊重されるべきである。例えば、その分野における慣行や共通認識<sup>5</sup>、当該教育組織・学位プログラムが伝統的に行ってきた教育活動の在り様にも、教育課程編成は影響を受ける。

こうした前提を踏まえつつ、教育課程編成・実施の領域を内部質保証活動の面から見たときに重要なのは、「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）を、どのような授業科目の履修や研究指導等により修得させるのかが理解可能で明瞭に示されていることである。各コンピテンスとそれに対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導（単位化しないものを含む）等の関係性が表現されている必要がある。例えば、既に各学位プログラムで作成済みのカリキュラム・マップは学修成果と教育課程との関係性を確認するうえで重要な資料の一つになりうる。同時に、これらの学修成果に対応する科目区分や科目群、主要科目、研究指導等が、教育課程上、どのような体系性のもとで配列されているかも明示されていることが重要である。

併せて、「学位授与の方針」に掲げた知識・能力（コンピテンス）の修得のために、どのような教育方法を用いるかが明瞭に示されていることが重要である。当該コンピテンスの修得に関する科目の一つ一つにおける教育方法をすべて列挙する、といったことはもちろん必要ないが、当該コンピテンスの修得の点で特に重要な科目で用いられる主要な方法や多くの科

<sup>5</sup> 日本学術会議により『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』が2025年4月現在で33分野公表されている。

目で共通に採用されている方法が記載されているなど、第三者でも理解可能なかたちで当該コンピテンス修得に至るための教育方法の記述がなされていることが必要である。なお、これを記載するためには、カリキュラム・マップ及びシラバスを参照することが考えられる。

最後に、特に強調したいカリキュラムの特色がある場合には、その内容を記載することが望ましい。先述のとおり、当該教育組織・学位プログラムが伝統的に行ってきた教育活動上の工夫は本学や社会にとって財産である。また、各教育組織・学位プログラムが創意工夫のもと打ち出したカリキュラム上の新機軸もまた未来の財産である。したがって、カリキュラム上の特色については、とりわけ示しておきたいものを記載することが望まれる。

#### テーマ4：入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

項目名	記載する内容
求める人材	○入学前にどのような多様な能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・協働性・多様性などの学ぶ態度・姿勢）をどのようにして身に付けてきた学生を求めるのか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めるのかを記載する。
入学者選抜方針	○「求める人材」を選抜するために、入学者選抜においてどのような能力を、どのような方法（例：書類審査・筆記試験・口述試験の別や科目の別、またその比重）で評価するのかを記載する。

「入学者受入れの方針」において求められる内容とは、「学位授与の方針」で明示したコンピテンスの修得を目指すうえで、充実した学修活動に取り組む学生像とはどのようなものであるかを学位プログラムが想定・言語化した結果に関する記述である。

学修成果に強く着目し、その学修成果を生み出す大学環境との結びつきを重視する在り方を目指す内部質保証であるならば、入学者は多様な経験と能力を大学に持ち込み、大学が提供する学習機会によって変容・成長するという前提に立つ必要がある。すなわち、学修成果は入学者の能力と教育課程との相互作用の産物として捉えることができる。したがって、本学に至るまでに、知識・技能、思考力・判断力・表現力といった能力や、主体性・協働性・多様性などの学ぶ姿勢を含む多面的な力を、どの程度、どのように身に付けてきた者を求めるのかを明確に示すことが重要である。

また、こうした「求める人材」像を前提にしたうえで、「求める人材」を迎え入れるという観点から、入学者選抜においてどのような能力をどのような方法で評価するのか、その整合性も含め示されていることが望まれる。

最後に、このテーマ4における自己点検と自己点検を通じた省察の留意点としては、あくまで学修成果は、受け入れた学生と教育課程の相互作用の産物であることを意識する必要があることを強調しておく。ある入学者選抜方法による学生の学修成果が奮わない場合、その入学者選抜方法に課題を見出す意見を見かけることがあるが、より正確には、その入学者選抜方法によって確認した、学生が備えている多様な能力の在り方と教育課程の在り方に改善の余地がある、ということである。

### テーマ5：学修支援体制

項目名	記載する内容
学修支援	○効果的な学修を支援するために、どのような活動が行われているのかを記載する。（例：ライティングサポート、学習スキル・時間管理支援、補講、プレゼンテーション指導など）
学生同士の交流機会	○学修意欲や研究の質の向上に関して、学生のピア効果を高めるために、どのような活動を行っているのかを記載する。（例：学生チューター、グループプロジェクトなど）
教員との交流機会	○学修意欲や研究の質の向上に関して、学生と教員の交流を促進するための環境や仕組みづくりとして、どのような活動を行っているのかを記載する。（オフィスアワー、少人数ゼミ、筑波型チュートリアル、教員との交流イベントなど）

人材養成目的を根底に設計された三つのポリシーが実際に機能し、学修成果に結びつけるために欠かせない視点がテーマ5の学修支援体制である。それは言い換えれば、三つのポリシーで謳ったものを、どのように学修支援という具体案に落とし込んでいるのか、という観点である。ゆえにテーマ5においては、三つのポリシーに基づいてどのような学修支援が効果的に行われているかを記述することが求められる。

効果的な学修支援を振り返る上で重要な点は、それらの活動が「学生のエンゲージメント (Student Engagement)」の向上にどのようにつながっているかということは、参考資料1の③で確認したとおりである。テーマ5においては、この学生のエンゲージメントを高める活動がどのように行われているかを記述することが求められる。

国際的にも学生のエンゲージメントを掘り下げる研究が進んでおり、学生のエンゲージメントが高いかどうかは 1) Academic Challenge (学問への挑戦)、2) Learning with Peers (仲間との学び)、3) Experiences with Faculty (教員との学びの経験)、4) Campus Environment (大学の学修環境)の4つの要素の質が大きな影響を与えるとされている。本学の内部質保証活動においても、これらの点において特に教育組織が大きな役割を果たすことが期待される最初の3つの要素を本学の文脈で捉え直し、「学修支援体制」、「学生同士の交流機会」、「教員との交流機会」と表現し、これらの要素に関して学位プログラムがどのような活動を展開しているのかを、「学生のエンゲージメント」を理解する視点として採用する。

### テーマ6：教育の質の保証と改善の方策

項目名	記載する内容
教育の質の保証と改善の方策	○どのように学修成果の評価結果を把握・集計・分析し、当該学位プログラムにおける教育の状況を自己点検しているかを記載する。 ○学修成果の評価結果に加え、成績分布、学生アンケート等の各種データを参照しながら、教育の質向上に向けた検証及び改善の取組をどのように行っているかを記載する。

テーマ1から5まで記述してきた内容に関して、それらが学修成果を中心とする、教育の質の向上につながっていることを組織としてどのように確認・検証し、改善へ繋げているのか、に関する記述を行うのがテーマ6である。大学は公的な資源を活用して教育を行っているため、社会や学生に対して説明責任がある。教育の質をどう保証しているのか、そのプロセスを明らかにすることで、信頼性と透明性を確保することにつながる。また、学生、保護者、教職員、企業、地域社会、政府などの多様なステークホルダーに対して、教育組織が適切に実質的な質向上の努力をしていることを伝えることによって、進学希望者や保護者からの信頼、社会的評価の向上にもつながるということも、テーマ6を記述する上で考慮すべき重要な点である。